

令和6年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	福祉総務課	<p>広く市民の孤独・孤立に対する関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な広報・啓発活動を積極的に行うこと。</p>	<p>孤独・孤立の問題は、生活環境や雇用環境の変化などにより誰にでも起こり得るもので、まずは、正しく理解し、孤独・孤立の問題を偏見なく「自分ごと」として捉えていくことが大切であると認識しております。</p> <p>このため、本市では、広報誌や市ホームページなどを活用し、市民に広報・啓発しているところでございます。引き続き、効果的な周知方法を検討し、実施してまいります。</p>
2	福祉総務課	<p>県が進める官民連携プラットフォームについて、孤独や孤立を感じている方と行政とのつながりをさらに強固なものとするために、より身近な圏域でのプラットフォームを展開すること。</p>	<p>本市では、令和5年度から埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画しているところでございますが、地域の特性や社会資源は県内の市町村ごとに多様であることから、より身近な圏域での情報共有や孤独・孤立対策にかかる協議が必要と考えております。このため、本市においても独自のプラットフォームの設置を検討してまいります。</p>
3	福祉総務課	<p>今後実施する一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の養成の促進・普及を積極的に取り組むこと。</p>	<p>本市では、令和6年度につながりサポーター養成講座を新たに実施いたしました。まずは、地域福祉に見識のある民生委員児童委員及び市と見守り活動に関する協定等を締結している団体向けに実施したところでございます。</p> <p>令和7年度からは、一般の市民を対象に開催するとともに、ご要望により出張講座にも対応してまいります。</p>
4	福祉総務課	<p>社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと。</p>	<p>本市では、地域におけるつながりを促進し、地域における見守り体制の構築や社会的孤立の予防に取り組んでいるところでございます。</p> <p>具体的には、つながりサポーター養成講座の他、見守り協定事業所の拡充、移動販売を運行させることによる新たなコミュニティ創出の促進、世代や属性を問わない交流の場を新たに設置する団体に対する助成金の交付などを実施しております。また、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業において、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野の地域づくり関係の事業所に向けた研修等により、既存の対象者だけではなく、世代や属性を問わない交流の意識を醸成し、各分野の事業所における多世代、多属性交流の実践を促進してまいります。</p>
5	福祉総務課	<p>地方公共団体を中心に生産者・食品事業者、フードバンク・子ども食堂、社会福祉協議会等の関係者が連携し、地域における円滑な食品アクセスの確保に取り組むこと。</p>	<p>食品アクセスの確保について、本市では市主催のイベントに合わせてフードドライブを実施しており、令和6年度は4回実施したところでございます。集められた食品は、民間団体をとおして、必要な市民に分配しております。</p> <p>今後とも機会を捉えてフードドライブを実施し、生活困窮世帯や子ども食堂運営団体等を支援してまいります。</p>
6	福祉総務課	<p>フードパントリーへの助成制度を川口市として設けてください。</p>	<p>現在のところ設ける考えはありませんが、市が行うイベントに合わせてフードドライブを実施し、集まった食材をフードパントリーを行っている団体へ配布することについて検討して参ります。</p>
7	福祉総務課	<p>フードバンク、フードパントリー、子ども食堂等の基盤整備（食品保管庫や配送車両等）に対する支援の強化を要請します。</p>	<p>本市におきましては、令和6年度から、子ども食堂等を運営する団体等が、年齢や障害の有無などを問わずに交流できる場を設置しようとする場合に、初期費用を助成する事業を実施いたします。</p>
8	福祉総務課	<p>床下浸水時の場合も見舞金の対象に、入れてください。</p>	<p>家屋が台風や水害などによる被害を受けた場合、市では災害見舞金を支給しています。近隣自治体の支給水準との比較を行い、年々被災状況が拡大してきていることから、令和6年7月1日より床上浸水の被害に対する支給金額を増額したところでございます。</p> <p>床下浸水の被害に対しましては、現状近隣自治体においても見舞金は支給対象としていないことから、引き続き他自治体の動向を注視して参ります。</p>
9	生活福祉1・2課	<p>困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。</p> <p>厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないかと申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立つて、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。</p>	<p>生活保護制度につきましては、概要を市のホームページに掲載するとともに、生活福祉課の窓口にて制度の仕組みや申請手続きをまとめた「保護のしおり」を配置し、保護のしおりの表紙に「生活保護の申請は国民の権利です」と明示し、周知を図っております。</p>

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
10	生活福祉1・2課	生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。 厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県との通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。	「保護のしおり」につきましては、厚生労働省や埼玉県から発出される各通知の内容を確認の上、改訂を行っております。また、扶養義務照会につきましては、厚生労働省発出の通知に基づき申請者の意志や状況、扶養の蓋然性を十分に検討し、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された扶養義務者については実施しておりません。
11	生活福祉1・2課	保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。	保護決定につきましては、原則14日間以内を目標に対応しております。ただし、収入・資産調査や扶養義務者の戸籍調査等に日時を要する場合は、30日まで遅延することがございます。また、決定後は保護費を速やかに支給できるよう努めてまいります。
12	生活福祉1・2課	決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。 決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因となっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。	各福祉事務所により決定・変更通知書の様式は若干異なりますが、当所におきましては通知を受けた方が内容にご不明な点がある場合は、ご理解いただけるようケースワーカーが丁寧に説明を行っております。また、内訳欄での表記がわかりにくい場合は、ご理解いただきやすい別紙を添付して発送することもございます。今後も受給されている方がわかりやすい通知書となるよう検討を継続して参ります。
13	生活福祉1・2課	ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください 厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。	ケースワーカーの人員不足につきましては、毎年増員要望しているところでございます。当市生活保護担当課に配属された現業員において、資格を有していない新任、新人職員につきましては、当課在職中に社会福祉主事の任用資格を取得するよう努めております。また、受給されている方に不利益が起こらないよう定期的な研修やケース診断会議ほか、毎日査察指導員とケースワーカー、課長や課長補佐と査察指導員と話し合いや検討を重ねながら、当課全体の資質向上に努めています。
14	生活福祉1・2課	無料低額宿泊所への入居を強制しないでください 居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。	当課では生活保護を申請される方に、確実な帰来先が無くとも無料低額宿泊所への入居を強制することはございません。しかし、ご本人の意向や状況から一時的な居所として数か所の無料低額宿泊所等の情報提供を行うことはございます。また、入居には転出の希望の有無を確認し、希望する場合は居宅生活の可否を病状調査や生活状況等により判断しています。
15	生活福祉1・2課	熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。	生活保護基準につきましては、生活保護世帯とそれ以外の一般低所得世帯の家計状況の均衡が適切に図られていることが重要と考えております。現在、国において熱中症対策実行計画の策定等の措置が講じられましたので、夏季加算の創設につきましても引き続き国の動向を注視して参りたいと存じます。※夏季加算の創設について令和6年10月国へ要望実施。
16	生活福祉1・2課	生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れないように努めてください。	多様な生活困窮状況に対応するため川口市自立サポートセンターにおいて生活困窮にかかるご相談をお受けするとともに、本市関係各課に同センターを案内するリーフレットとカードを備え、必要に応じて当課への相談を案内しております。今後も地域状況に応じた生活困窮の把握に努めてまいります。
17	生活福祉1・2課	医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。	医療移送費につきましては、保護のしおりや生活保護開始後の面接等でケースワーカーが周知に努めております。また、国の医療扶助実施方式に基づき、支給可否について、適切に対応しております。
18	生活福祉1・2課	生活保護受給者が亡くなった場合の家賃請求に関する件 生活保護受給者が死亡した場合、死亡が分かった月の家賃が貴市から支払われず、大家の負担になっております。つきましては、亡くなった日から1ヶ月前の解約予告とし、死亡が分かった月の家賃を支払っていただくことを要望いたします。	単身の生活保護受給者が亡くなった場合、制度上、死亡日の翌日を以って生活保護は廃止となります。このことから、死亡が分かった月の家賃につきましては、生活保護制度は生活保護受給者の生活を保障する制度であることから、支給日前に亡くなった場合には、支給することができません。ご要望の亡くなった日から1ヶ月前の解約予告とし、死亡が分かった月の家賃を支払えるよう保護費を支給することにつきましては、生活保護の支給決定の基準が全国一律で決められていることから、本市独自の判断で行うことはできません。何卒ご理解くださいますようお願い致します。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
19	長寿支援課	たたら荘のボイラーが壊れたからといってお風呂を廃止するのはやめてほしい。	たたら荘における入浴施設につきましては、本市の施設マネジメント基本方針を踏まえ、社会情勢の変化や運営等に係るコスト面を考慮し、大規模修繕が必要になった場合には、修繕は行わず、入浴施設を廃止する方針となっております。南平たたら荘の入浴施設につきましては、調査の結果、大規模な修繕が必要になったことから、当該方針に基づき入浴施設を廃止することとしたものであり、何卒ご理解を賜りたいと存じます。
20	介護保険課	介護職員の離職防止のため、介護報酬を上げて処遇改善を行い、体制の確保に努めてください。	令和6年度報酬改定において、介護現場で働く職員の処遇改善分として1.59パーセントのプラス改定が図られました。さらに、本市においては地域区分の変更による報酬単価の引き上げもあったことから、まずはそれによる増収効果を見極めつつ、必要に応じて追加的な対策についても検討して参ります。
21	介護保険課	介護利用料金が利用者負担になり、十分な介護が受けられません。公的な援助を要望します。	介護サービスの利用者負担額につきましては、所得に応じた負担上限額が設定されており、月々の利用料が上限額を超えた場合には、後日超過分が「高額介護サービス費」として支給されます。また、市独自の事業として、住民税非課税世帯の方に対して「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、利用者負担額の一部を補助しております。
22	介護保険課	介護保険制度について、利用料の2割負担及び3割負担の所得基準等を見直し、対象を大幅に縮小してください。65歳以上の保険料負担の引き上げを中止し、引き下げをおこなってください。また、老人保健施設の多床室の有料化など介護保険制度の改悪は中止するよう国・関係機関に働きかけてください。	介護保険制度の在り方につきましては、国の社会保障審議会において高齢化の進展や介護ニーズの拡大などを踏まえ、制度の持続可能性を維持する観点から見直しが図られているものと承知しております。介護保険料につきましては、第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数は引き続き増加することが推計され、給付費総額につきましても、更なる増加が見込まれており、保険料の増加は避けられないところでございます。しかしながら、基準額ベースにおいて、第8期の12.9%の引き上げに対し、第9期は2.9%の引き上げに抑制したものでございます。
23	介護保険課	医療及び介護提供体制を守るため、市独自の支援策を実施すること	令和6年度の介護報酬改定において、介護報酬は1.59%の大幅なプラス改定となったほか、令和6年8月1日には施設の居住費の単価の引上げも行われたところです。さらに、地域区分の見直しにより、介護報酬の上乗せ割合が6%から10%へと引き上げられました。現在、国において、介護報酬改定の影響等について調査・分析等が行われていると認識しており、本市といたしましては、こうした国の動向も踏まえる必要があることから、現時点で市独自の支援策を講じる予定はありません。
24	介護保険課	水道光熱費の値上げや物価高騰により、日々の食事を減らす、冷暖房をつけない、外出を控える、サービス利用を減らすなど生活を切り詰めている高齢者が増えています。介護保険料や利用料を軽減してください。また、今年度の保険料減免申請者数も教えてください。	介護保険料については、第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数は引き続き増加することが推計され、給付費総額につきましても、更なる増加が見込まれており、保険料の増加は避けられないところであります。しかしながら、基準額ベースで第8期が12.9%の引き上げに対し、第9期は2.9%の引き上げに抑制したものでございます。利用料の軽減につきましては、既に所得に応じた負担上限額が設定されているほか、住民税非課税世帯の方が居宅サービスを利用する場合には、利用者負担額の一部補助を実施しているところでございます。なお、令和6年12月末時点で保険料の減免申請者数は11名でございます。
25	介護保険課	看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、低所得者や生活保護受給者も利用しやすくなるように、食費と居住費の負担軽減制度の増減など、川口市としての助成制度を設けることを検討してください。	看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームにおいて食費、居住費の負担軽減はございませんが、介護保険サービス利用料につきましては、市が独自に取り組む事業として、「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」において、利用負担額の一部を補助しております。更に、介護保険サービスの利用に関しましては、利用者負担の上限が設定されており、月々の利用料が上限額を超えた場合には、後日超過分が「高額介護サービス費」として支給されるなど、利用者の負担軽減に努めているところでございます。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
26	介護保険課	介護保険料の滞納について、高齢、独居、認知症などで滞納自体を認識できていない方もいます。介護保険の滞納世帯に向けて、通知だけでなく、訪問などで実態把握し、納付の相談も保険料の軽減・減免を含めて対応してください。	介護保険料の滞納があるかたに対しては、督促状、催告書を発送するほか、納税催告センターによる電話連絡を行っております。一括納付が困難な場合には、納付相談のうえ分割納付の対応を行っております。また、納付書納付が困難な場合には口座振替による納付を勧奨し、保険料に関する通知についてご自身の管理が困難な場合には、ご親族あての送付先変更を提案しております。
27	介護保険課	2024年度の介護報酬改定で、訪問介護の報酬が引き下げられました。経営悪化に伴い、事業の存続が危機的な状況です。介護職員の他業種への流出や職員の高齢化にも拍車がかかっており、介護人材の確保が非常に厳しい現状もあります。利用者の生活を支える訪問介護事業を守るためにも、国に対し、介護報酬引き上げを要望してください。	令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬は引き下げとなった一方で、これまで3種類あった処遇改善加算が一本化されるなどの見直しが行われました。処遇改善加算は、介護職員の賃金や環境の改善を図ることを目的としたもので、このうち訪問介護の加算率は最大で24.5%と、全ての介護サービス中で最も高い加算率となっております。現在、国において、介護報酬改定や処遇改善加算の見直しの影響等について調査が行われており、現時点では、基本報酬の引き上げを国に求めることは考えておりません。
28	介護保険課	ケアマネジャーの不足が深刻です。人材不足の一因には、資格を保持しながらケアマネ業務につかない人が多いことが挙げられます。背景には処遇改善の対象とならないためにケアマネジャーになると収入が減ってしまう等の理由が考えられます。居宅介護支援事業への更なる報酬引き上げも国へ要望してください。また、法定研修の受講料も高額です。市としても、研修費用の補助金等を検討してください。	令和6年度介護報酬改定の影響等につきましては、国において、順次、調査・分析等が行われており、この調査においては、全国の介護サービス事業者に対するアンケート調査等も実施されております。本市といたしましては、こうした国の動向も踏まえる必要があることから、現時点で、基本報酬の引き上げを国に求めることは考えておりません。また、介護人材不足対策といたしまして、本市で実施している介護に関する入門的研修や資格取得等支援助成金の交付等を行うことにより、引き続き、人材確保及び定着支援に努めて参ります。
29	介護保険課	特養施設への入所希望者の中には、インスリンや透析治療などの医療依存度が高いために施設探しに難航するケースがあります。特養施設では夜間の看護師体制がないために受け入れが困難となってしまうからです。夜間の看護師体制がとれるように川口市独自の助成制度をつくるなど検討してください。	特別養護老人ホームにおいては、国が定める人員基準上、夜間の看護師配置が必須ではないことから、「医療依存度の高い方」の施設入所の受け入れ先については、主に介護医療院を想定しており、現時点では、特別養護老人ホームへの市独自の助成は考えておりません。
30	介護保険課	コロナ禍特例が終了し、更新申請が重なり、要介護認定が大幅に遅れています。認定がおきるまで利用者がサービス利用を縮小せざるを得ない、事業所側の請求業務への影響等、混乱が続いています。国に対して更新時の手続きの簡略化を要望してください。また、川口市独自の取り組みとして、更新の期限を無くす、または、認定期間を大幅に拡充するなどできないでしょうか。状態が変わった時点での区分変更を基本とする仕組みを検討してください。	要支援・要介護の認定に多くの日数を要している現状につきましては、一日も早く改善すべき重要な課題と認識しており、今年度から介護認定審査会における審査件数を増やして対応しております。また、令和7年1月からは、審査会の簡素化を実施し、更なる対応を始めたところでございます。更新申請に係る有効期間につきましては、介護保険法に定めがあることから、川口市独自の取り組みとして更新の期限をなくすことや期限の拡充など実施の予定はございませんが、ご指摘の内容につきまして、今後も国の動向を注視してまいります。